

平成23年1月28日

キャンプ座間に関する協議会幹事会

第4～8回の幹事会における協議内容（報告）

第4回幹事会（平成21年10月28日）

- 座間市から、チャペル・ヒル住宅地区の1.1㍍及び追加的な返還地について、具体的に示すよう要望があったことから、南関東防衛局から、あくまで日米間で検討の過程を踏まえた考え得る最大の「返還候補地」案ではあるが、その概要を説明しました。
- また、南関東防衛局から、既存の第4施設群の隊員と平成24年度までにキャンプ座間に移転する陸自中央即応集団司令部等に関する隊員の家族宿舎（約250戸から300戸程度、約2.3㍍程度）をチャペル・ヒル住宅地区の追加的返還候補地に建設を計画している旨を説明しました。
- 併せて、南関東防衛局から、陸自家族宿舎整備を含めて返還候補地全体（1.1㍍＋約4.3㍍）の跡地利用検討の資とするとともに、返還候補地の状況把握のため、返還候補地全体の調査、測量を実施したい旨を説明しました。

第5回幹事会（平成21年12月22日）

- 南関東防衛局から改めて返還候補地全体（5.4㍍）の調査、測量を実施させていただきたい旨の申し出があり、座間市からは、国が調査、測量を実施することについて説明を伺い理解するとの発言がありました。
- 座間市から、「返還候補地を市民の負担軽減のために活用させていただく際に、市の負担が極小になるような方策

を一緒に考えていただけないか。」、「返還候補地に国として市民が利用できる施設を考えていただけないか。」、「家族宿舎の大まかな位置を次回の幹事会で示していただけないか。」との要望がありました。

- これらに対して、南関東防衛局から、「次回幹事会までにどのような対応が可能か検討させていただきたい。」との説明を行いました。

第6回幹事会（平成22年4月28日）

- 第5回幹事会における座間市の要望を受け、南関東防衛局から、現在実施中の調査、測量の結果によって今後修正の可能性はあるが、現時点で防衛省として検討している陸自家族宿舎の位置案の説明がありました。
- これに対して、座間市から、「県道沿いの平坦な部分について一定の配慮をしていただいたと思うが、県道沿いの部分は、座間市及び市民にとってもその有効利用を図りたい用地であり、宿舎用地によって1.1畝返還地と約4.3畝の追加的返還候補地が分断されている形になっていることから、負担軽減の観点から更に宿舎用地の位置・範囲について検討していただきたい。」、「その際には、1.1畝の返還地を含めた中で宿舎の位置を検討していただきたい。」との要望がありました。
- 座間市からの提案に対し、南関東防衛局からは、持ち帰り検討する旨の回答がありました。
- また、第5回幹事会における座間市の負担軽減や跡地利用に関する座間市の要望に関し、南関東防衛局から「返還候補地の利用に関するご要望については、座間市の検討状況も踏まえながら、現行制度の中で出来る限りの方策を検討してまいりたい。」と回答がありました。

第7回幹事会（平成22年10月14日）

- ・ 第6回幹事会において、座間市から陸自家族宿舎の位置変更や宿舎の面積・戸数の削減について、要望があったことを踏まえ、南関東防衛局から、返還候補地の分断の解消、
1. 1ヵ所返還地の一部の利用、宿舎の面積及び戸数を「約250～300戸程度、約2.3ヵ所程度」から「約250戸、約2ヵ所」と最小限にする見直し案の説明がありました。
また、宿舎の進入路について、座間市の負担軽減の観点から改めて検討した結果、返還候補地境界に沿った形で、防衛省において、宿舎の進入路を整備する案としたとの説明がありました。
- ・ 更に、南関東防衛局から、返還候補地の調査、測量結果について、「整理でき次第、座間市に提供したい」、市の負担の極小化について、「座間市の負担を極小にできるよう、跡地利用計画の検討状況を踏まえ、積極的に支援していきたい」また「現行制度においては、道路等の特定の場合を除き、用地の譲与又は無償貸付は困難である」との説明がありました。
- ・ 南関東防衛局から「以上説明した防衛省の検討状況及び陸自宿舎の建設計画を踏まえ、座間市として、返還候補地
5. 4ヵ所全体の利用構想を検討の上、次回の幹事会において提案いただきたい」との要望があり、座間市から「市としての考え方をまとめるための時間をいただきたい」との回答がありました。

第8回幹事会（平成22年12月21日）

- ・ 第7回幹事会において、南関東防衛局から、座間市の跡地利用構想の提案を要望したことを受け、座間市から、「座間市として、「キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区返還

跡地利用構想」（付紙）のとおり決定した。この利用構想のコンセプトを「スポーツと健康の森」とし、既存の市民体育館と大坂台公園との一体性を持った活用を意図したところであり、具体的には、病院、公園とともに、陸自家族宿舎を位置づけ、返還跡地を大きく三つのゾーン（病院誘致ゾーン、公園ゾーン、陸上自衛隊家族宿舎建設ゾーン）に区分し土地利用の方針を定めた。」との説明がありました。

- 南関東防衛局から、利用構想を提案いただいたこと、この中で陸自家族宿舎の建設を位置づけていただいたことについて、謝意が示されました。

また、南関東防衛局から、陸上自衛隊家族宿舎建設ゾーンの利用の考え方として、昨年12月の第5回幹事会において、宿舎については、10階程度の建物を2棟整備する予定である旨説明したが、座間市のご要望を受け止め、約2.3㍍程度から約2㍍に変更したことや1.1㍍の一部を利用することとなったことから、改めて設計を行う必要があり、現時点で階数や棟数について、確たることは申し上げられないこと、宿舎ゾーンには、宿舎入居者のための駐車場の整備を予定していること等について説明がありました。

- 座間市から「本利用構想の実現に当たって、市の財政負担を極小にするとの観点から、防衛省にご協力いただきたい。」との発言がありました。

これに対し、南関東防衛局から「返還国有財産の利用に当たって、市民の負担軽減が行えるよう、防衛省から財務省へ働き掛けを行い、必要な調整について協力を行ってきた。」、「財務省においては、「新成長戦略における国有財産の有効活用」の枠組みを病院にも適用できる新たな通達が発出されると承知しており、座間市が返還候補地に病

院を誘致するに当たり、この枠組みが活用できるのではないかと考えている。」、「キャンプ座間の一部返還跡地に係る利用構想等について、財務省、座間市、防衛省との間で協議、検討、意見交換を行うことを目的とする「キャンプ座間返還予定財産に関する調査・協議会」を11月末に設置したところであり、防衛省としても、引き続き、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく措置を含め、返還国有財産の座間市利用に当たり、積極的に協力していく考えである。」との説明がありました。

- 座間市からは、「病院誘致の実現に向けて、財務省から発出される通達の枠組みを是非とも活用したい。」との発言がありました。
- 座間市から、「防衛省から説明いただいた負担軽減策に加え、「更なる負担軽減策」を示して欲しい。」との発言に対して、南関東防衛局から「検討したい。」との説明がありました。

また、南関東防衛局から、「防衛省としては、座間市の利用構想をお預かりし、確認させて頂くとともに、更なる負担軽減策を検討する時間をいただきたい。」との説明がありました。